

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

1 議員報酬額の改定

議員報酬の額を次のとおり改定することとした。

(1) 議長

月額 九七二、〇〇〇円 ↓ 九六九、〇〇〇円

(2) 副議長

月額 八五〇、〇〇〇円 ↓ 八四七、〇〇〇円

(3) 議員

月額 七八四、〇〇〇円 ↓ 七八一、〇〇〇円

2 期末手当の改定

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十一年度

十二月期 一・七五月分 ↓ 一・六五月分

(2) 平成二十二年度以降

六月期 一・六〇月分 ↓ 一・四五月分

第二 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正

1 給料額の改定

給料の額を次のとおり改定することとした。

(1) 知事

月額 一、二二四、〇〇〇円 ↓ 一、二二〇、〇〇〇円

(2) 副知事

月額 九五四、〇〇〇円 ↓ 九五一、〇〇〇円

2 期末手当の改定

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十一年度

十二月期 一・七五月份 ↓ 一・六五月份

(2) 平成二十二年度以降

六月期 一・六〇月份 ↓ 一・四五月份

第三 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

1 給料等の額の改定

給料等の額を次のとおり改定することとした。

(1) 常勤の職員

月額 五五五、〇〇〇円 ↓ 五五三、〇〇〇円

(2) 非常勤の職員

月額 二二二、〇〇〇円 ↓ 二二一、〇〇〇円

〃 二〇二、〇〇〇円 ↓ 二〇一、〇〇〇円

〃 一九四、〇〇〇円 ↓ 一九三、〇〇〇円

〃 一〇九、九〇〇円 ↓ 一〇九、五〇〇円

日額 一三、八三〇円 ↓ 一三、七八〇円

〃 一一、九三〇円 ↓ 一一、八九〇円

(3) 附属機関の委員等

日額の限度額 三五、三〇〇円 ↓ 三五、二〇〇円

2 期末手当の改定

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成二十一年度

十二月期 一・七五月份 ↓ 一・六五月份

(2) 平成二十二年度以降

六月期 一・六〇月份 ↓ 一・四五月份

第四 施行期日等

1 平成二十一年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の2の(2)第二の2の(2)及び第三の2の(2)については、平成二十二年四月一日から施行することとした。

2 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

医療職給料表(一)を除くすべての給料表について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、若年層を除き、給料月額を改定することとした。

2 諸手当の改定

住居手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 住居手当

所有する住宅に係るもの

月額 四、三〇〇円 ↓ 三、五〇〇円

(2) 期末手当(平成二十一年度)

ア 再任用職員以外の職員

(イ) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 一・六〇月分 ↓ 一・五〇月分

(ロ) 特定幹部職員

十二月期 一・四〇月分 ↓ 一・二五月分

イ 再任用職員

(イ) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 〇・八五月分 ↓ 〇・八〇月分

(ロ) 特定幹部職員

十二月期 〇・七五月分 ↓ 〇・七〇月分

(3) 期末手当(平成二十二年度以降)

ア 再任用職員以外の職員

(イ) 特定幹部職員以外の職員

六月期 一・四〇月分 ↓ 一・二五月分

(ロ) 特定幹部職員

六月期 一・二〇月分 ↓ 一・〇五月分

十二月期 一・二五月分 ↓ 一・三〇月分

イ 再任用職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

六月份 ○・七五月份 ↓ ○・六五月份

十二月份 ○・八〇月份 ↓ ○・八五月份

(4) 特定幹部職員

六月份 ○・六五月份 ↓ ○・五五月份

十二月份 ○・七〇月份 ↓ ○・七五月份

(4) 勤勉手当（平成二十一年度）

再任用職員以外の職員のうち特定幹部職員以外の職員

○・七五月份 ↓ ○・七〇月份

(5) 勤勉手当（平成二十二年以降）

ア 再任用職員以外の職員

特定幹部職員 ○・九五月份 ↓ ○・九〇月份

イ 再任用職員

(7) 特定幹部職員以外の職員

十二月份 ○・四〇月份 ↓ ○・三五月份

(4) 特定幹部職員

十二月份 ○・五〇月份 ↓ ○・四五月份

(6) 義務教育等教員特別手当（支給限度額）

月額 一五、九〇〇円 ↓ 一一、七〇〇円

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、一号給を除く給料月額を改定することとした。

2 期末手当

(1) 平成二十一年度

十二月份 一・八〇月份 ↓ 一・六五月份

(2) 平成二十二年以降

六月份 一・六〇月份 ↓ 一・四五月份

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、一号給を除く給料月額を改定することとした。

2 期末手当

(1) 平成二十一年度

十二月期 一・八〇月分 ↓ 一・六五月分

(2) 平成二十二年度以降

六月期 一・六〇月分 ↓ 一・四五月分

第四 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月奈良県条例第三十四号）の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・二四パーセント引き下げる。

第五 施行期日等

1 平成二十一年十二月一日から施行することとした。ただし、第一の2の(6)については平成二十二年一月一日から、第一の2の(3)及び(5)、第二の2の(2)第三の2の(2)並びに第五の4の一部については同年四月一日から施行することとした。

2 4の一部については、平成二十一年四月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

4 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。